別表第1号中「第2条及び第8条」を「第2条第1項、第3条第2項及び第9条第1項」に、「登録点検事業者等申請書」を「登録検査等事業者等申請書」に、「第24条の2第1項（注3）の登録」を「第24条の2第1項の登録、第24条の2の2第2項の登録の更新（注3）に、「第24条の13第1項の登録」を「2　点検に用いる測定器その他の設備の概要（注5）」に、「3　備考（注6）」を「2　点検に用いる測定器その他の設備の概要（注5）」に、同表注4中「点検」を「検査又は点検」に改め、同表注5に次のように加える。

6　電波法第24条の2第1項の登録を受けようとする者が点検の事業のみを行う者である場合は、その旨を記載すること。

別表第五号中「登録点検結果通知書の様式（第11条関係）」を「点検結果通知書の様式（第21条関係）」に改め、同表1枚目中「登録点検結果通知書」を「点検結果通知書」に、「あて」を「宛て」に、「登録点検事業者名又は名称（注1）」を「登録検査等事業者の氏名又は名称（注1）」に、「登録点検事業者等規則」を「登録検査等事業者等規則」に改め、「下記のとおり通知します。」の次に「（注2）」を加え、「免許番号（注3）」を「免許番号（注2）」に、「3　船舶局無線従事者証明の所有及びその効力」を「3　船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力」に、

1　時計の備付け及び条件	備付け	有□　無□
	条件	合致□　相違□

を

1　時計の備付け

に改め、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2　登録外国点検事業者の点検の場合は、「第2条第2項」とある部分は「第9条第2項」と、「業務実施方法書」とある部分は「外国業務実施方法書」とする。

別表第五号4枚目中「別表第四号」を「別表第七号」に改め、同表を別表第八号とする。

別表第四号中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「第九条第1項」を「第十九条第1項」に改め、同表第1の表を次のように改める。

点検の種別	点検の項目
一　法第十条第二項の点検	イ　選任されている無線従事者の資格及び員数 ロ　選任されている無線従事者の従事事実 ハ　主任無線従事者の主任講習の受講事実（主任無線従事者を選任する場合に限る。） ニ　船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力（船舶局で、義務のある場合に限る。） ホ　遭難通信責任者の配置（船舶局で、義務のある場合に限る。）
二　法第七十三条第四項の点検	イ　選任されている無線従事者の資格及び員数 ロ　選任されている無線従事者の従事事実 ハ　主任無線従事者の監督の事実及び主任講習の受講事実（主任無線従事者を選任している場合に限る。） ニ　船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力（船舶局で、義務のある場合に限る。） ホ　遭難通信責任者の配置（船舶局で、義務のある場合に限る。）

別表第四号第二の表を次のように改める。

点検の種別	点検の項目
一　法第十条第二項の点検	イ　時計の備付け ロ　無線業務日誌の備付け ハ　その他の書類の備付け
二　法第七十三条第四項の点検	イ　時計の備付け ロ　無線局免許状の備付け及び掲示 ハ　無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載内容 ニ　その他の書類の備付け

別表第四号第三第1号の表を次のように改める。

照合書類の区別	点検の種別	点検の項目
無線局事項書	一　法第十条第二項の点検	イ　予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所 ロ　無線設備の設置場所（常置場所） ハ　無線設備の設置箇所（船舶局、船舶地球局、航空機局及び航空機地球局で、条件がある場合に限る。） ニ　法第三十五条の措置（船舶局及び船舶地球局で、措置の義務がある場合に限る。） ホ　船舶又は航空機関係事項（船舶局及び航空機局に限る。）
	二　法第十八条第二項の点検	無線設備の設置場所（常置場所）（変更した場合に限る。）
	三　法第七十三条第四項の点検	イ　免許人の氏名又は名称及び住所 ロ　無線設備の設置場所（常置場所） ハ　無線設備の設置箇所（船舶局、船舶地球局、航空機局及び航空機地球局で、条件がある場合に限る。） ニ　法第三十五条の措置（船舶局及び船舶地球局で、措置の義務がある場合に限る。） ホ　船舶又は航空機関係事項（船舶局及び航空機局に限る。）
工事設計書	一　法第十条第二項の点検	イ　送信（受信）可能な電波の型式及び周波数 ロ　送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等 ハ　空中線系 ニ　電源設備 ホ　計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設備（船舶局で、義務がある場合に限る。）
	二　法第十八条第二項の点検	イ　送信（受信）可能な電波の型式及び周波数（変更した場合に限る。） ロ　送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等（変更した場合に限る。） ハ　空中線系（変更した場合に限る。）